

【ABC 消費者情報 Vol. 94】

◎貴金属等の訪問買取りにご注意を！

「不用品を買い取ると電話があり、訪問した業者に依頼した物品以外の貴金属を安価で買い取られた」というトラブルが発生しています。

■相談事例

○「不用になった着物やバッグ、貴金属を買い取る」と電話があり、不用品の無料回収をしてくれると言うので依頼した。訪問した営業員に貴金属を見せると、数点買い取られた。業者が帰った後、思い出の品であることに気づき、返してもらいたい連絡先がわからない。

◆アドバイス

- 売却したくない場合、きっぱり断りましょう。
- 売却契約時、買取業者には、品目や購入価格など、法律で記載が定められた書面を交付する義務がありますので、必ず受け取りましょう。
- 書面を受け取ってから8日間以内は、売却品をそのまま消費者の手元で保管でき、また、クーリング・オフができます（適用されない物品もあります）。
- 不安に感じる事があれば、消費生活センターに相談しましょう。
- 消費者ホットライン（局番なし 188番）に電話されると、年末年始を除いて原則毎日、消費生活相談窓口が案内されます。

○消費者ホットラインは、平成27年7月1日より、「局番なし ^{イヤヤ}188番」での案内を開始します。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■バックナンバーはこちら

（携帯版）http://www.city.kagoshima.lg.jp/_33658.html

（スマホ・PC版）

http://www.city.kagoshima.lg.jp/_1010/shimin/1kurashi/1-5syohiseikatsu/_33772/abckback.html

配信停止はこちら

%url/https:ath:stop%

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611